



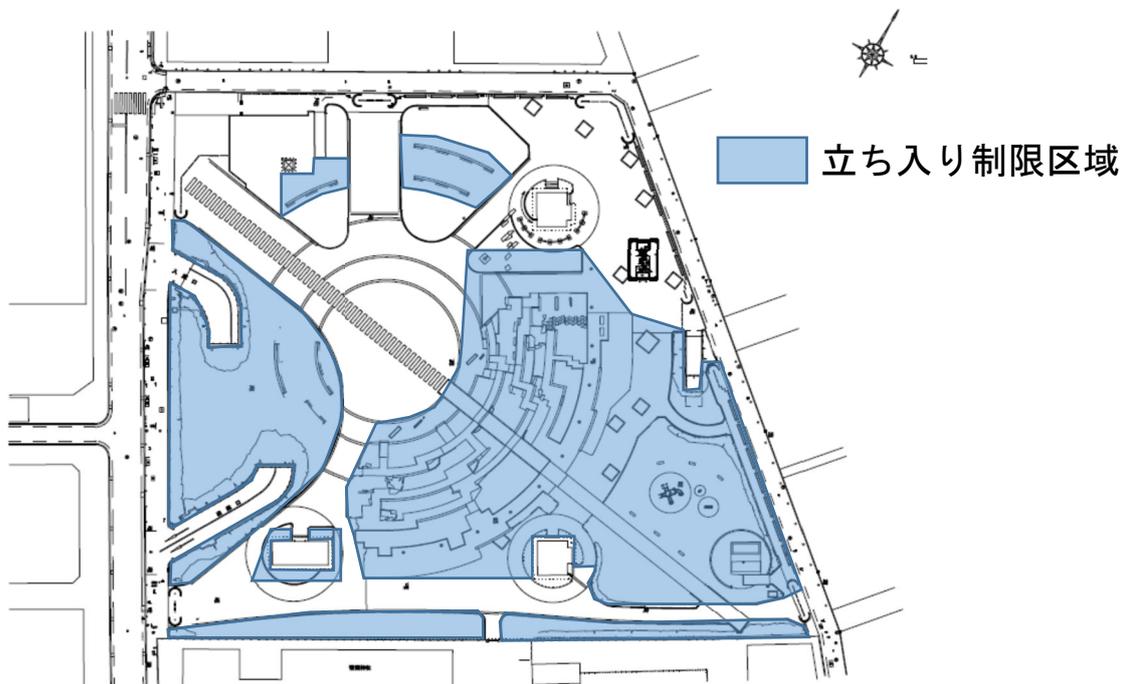
令和3年5月12日
住宅都市局みどり運営課
中央区維持管理課

市政記者 各位

緊急事態宣言発出に伴う警固公園の利用制限について

緊急事態宣言の発出を受け、新型コロナウイルス感染拡大につながる密集・密接を回避するため、5月12日から警固公園の一部区域（ベンチ、遊具、喫煙所等含む）について、立ち入りを制限しますので、お知らせ致します。

- 実施期間 令和3年5月12日～令和3年5月31日(予定)
 - 立ち入りを制限する区域：下図のとおり
- ※トイレ、地下駐車場及び地下駐輪場はご利用いただけます。



【問合せ先】

住宅都市局みどり運営課 藤間 TEL 092-711-4413